

令和 6 年度 社会資本整備総合交付金事業

太子町狭あい道路拡幅整備促進計画 (第 2 期)

令和 6 年 1 月

太 子 町

目 次

1. 狭あい道路の現状	1
2. 狭あい道路の拡幅整備に関する基本方針	1
(1) 狭あい道路整備の基本的な考え方	1
(2) 狭あい道路整備の基本方針	2
(3) 狭あい道路の整備方針	2
3. 事業期間	2
4. 拡幅整備の対象とする狭あい道路	2
5. 狭あい道路の拡幅整備に対する支援の概要	3
6. 狭あい道路の拡幅整備に要する事業量の見込み	3
7. その他、狭あい道路の拡幅整備を促進するための施策の概要	3

1. 狭あい道路の現況

本町は昭和 31 年 4 月に町全域が都市計画区域に編入され、特定行政庁により建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路の指定がされています。

その後、2 項道路は指定時のままで幅員に狭あいなものが多い一方で、新築や建て替えの建築行為に伴い建築基準法に基づく道路後退が行われた箇所もあります。しかし、この場合でも土地の所有権が従前のままであることが多く、本来道路の用に供すべき用地を私的に利用されている場合など、道路後退の本来の目的が果たされていない箇所も見受けられます。

また幹線町道や宅地開発で築造された道路を除き、既存集落内の道の多くが幅員 4m 未満であり、自動車のすれ違いや緊急車両の進入に支障が生じています。

2. 狭あい道路の拡幅整備に関する基本方針

(1) 狭あい道路整備の基本的な考え方

狭あい道路は、幅員 4m 未満のものであっても道路として認めるとした、いわゆる「みなし道路」であり、救済的な規定です。将来建て替え等が行われる際には道路境界線内にある壁、塀等を取り除かれ、それによって幅員 4m の道路が実現されることを期待するものです。

本町においても高齢化や人口減少の局面を迎えており、地域において世代をつないで長く安心して住み続けるためには、地域の住みやすさの向上がこれまで以上に重要となっています。併せて、近年各地で多発している地震や風水害などの自然災害や火災時における避難路や緊急車両進入路の確保は防災や安全の面からも緊急の課題となっています。

本町が目指す、安心・安全で住みやすいまちづくりは、地域における身近な道路の整備に直接関係することから、地域における道路整備を進める方針が求められています。また、現在狭あい道路は全町域に存在することから全てを一挙に整備することは不可能であり、効果的な箇所を重点的に整備することが求められます。さらに、これまでのように建築行為を待って整備を行うには時間を要し、拡幅された区間だけがいつまでも残ることになります。

これらを解消するためには、地域住民の中で道路整備の機運を高めるインセンティブ(意欲)を与えつつ、間断なく狭あい道路の整備を進める方策が求められます。

(2) 狭あい道路整備の基本方針

- 1) 地域にとって重要な主要区画道路（通り抜け）を重点的に整備します。
 - ・既存集落において、通行頻度が高い道路で通勤・通学など多目的に利用される道路
 - ・災害時等に他の地域へ移動する際の避難ルートとして地域住民にわかりやすく、かつ地域内へ緊急車両の容易な進入を図る道路
- 2) 重要な道路の整備にあたっては、後退用地の取得を積極的行います。
 - ・地域住民の道路拡幅の機運を高め、事業を中断なく進めるためには町が能動的に働きかけ、離合等が可能となる円滑な道路交通の確保を計画的に図ります。

(3) 狭あい道路の整備方針

狭あい道路整備の基本方針を踏まえ、狭あい道路の類型区分ごとの整備規格を次のように設定します。

【狭あい道路整備方針】

道路の類型区分	整備方針	用地の 取得方法	計画幅員
主要区画道路	公道間を連絡する区間にある主要区画道路については、より積極的に整備を進める	寄付	4m
区画道路 (道路網を構成)	建築行為に伴い、個別に整備を進める		

3. 事業期間

本計画は国の社会資本総合交付金事業を活用しての事業期間は、令和6年度から令和10年度の5年間とします。令和11年度以降は各種事業を活用し、狭あい道路の解消に向け永続的に整備を行います。

4. 拡幅整備の対象とする狭あい道路

太子町では昭和31年4月に町全域を都市計画区域に編入しており、町全域における全ての2項道路等を対象としますが、緊急車両等の通行が困難で面的な整備を必要とする区域の主要区画道路を重点的に整備します。

5. 狭あい道路の拡幅整備に対する支援の概要

(1) 後退用地の測量・分筆登記費の町負担

利便性だけでなく地域の防災性を高め、車両の円滑なすれ違いが行える等の円滑な道路交通の確保を図るため、地権者が行う後退用地の測量、分筆登記及び所有権移転登記等に必要な書面作成に要する費用を町が助成します。

(2) 道路整備費の町負担

寄付により町に所有権が移転した道路用地については、舗装及び排水施設等の整備を町負担にて行います。

6. 狭あい道路の拡幅事業に要する事業量の見込み

【事業計画表（事業費）】

年度 事業	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
用地測量費	1,000 千円	1,000 千円	1,000 千円	1,000 千円	1,000 千円
道路整備費	1,000 千円	1,000 千円	1,000 千円	1,000 千円	1,000 千円
合 計	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円

【事業計画表（計画拡幅延長）】

年度 計画延長	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
計画延長	20m	20m	20m	20m	20m

7. その他、狭あい道路の拡幅整備を促進するための施策の概要

狭あい道路の解消を進めるためには、主に下記の施策を実施します。

- ・ 狭あい道路整備に関する情報周知を図ります。
- ・ 地域における道路整備の機運を高めるインセンティブ(意欲)の向上に努めます。
- ・ 他部署と連携し造成工事や建築行為の情報収集・共有化を図ります。
- ・ 道路後退用地を積極的に寄付してもらうよう周知します。